神戸地方裁判所 平成14年7月24日判決 平成13年(わ)第989号 殺人被告事件

主 文

被告人を懲役3年に処する。

この裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予する。

押収してある洋出刃包丁1本(平成13年押第198号の1)及びペティナイフ1本(同押号の2)を没収する。

理 由

(罪となるべき事実)

(証拠の標目) —括弧内の数字は証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号— 省略

(法令の適用)

被告人の判示所為は刑法199条に該当するが、所定刑中有期懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役3年に処し、情状により同法25条1項を適用してこの裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予し、押収してある洋出刃包丁1本(平成13年押第198号の1)及びペティナイフ1本(同押号の2)は、いずれも判示殺人の犯行の用に供した物で被告人以外の者に属しないから、同法19条1項2号、2項本文を適用してこれらを没収することとする。(量刑の理由)

第1 犯行に至る経緯等

1 被告人は、昭和22年8月妻Bと婚姻し、同女との間に長男V、次男A、三男Cをもうけたが、Vは、昭和47年ころ精神分裂病との診断を受け、以来、精神病院に入退院や通院を繰り返すようになり、被告人は、BとともにVの生活全般の面倒をみることとなった。

平成3年3月Bが死亡し、被告人は単身でVの面倒をみるようになったが、同人は、被告人に対し、暴力を振るったり、意味不明の悪口雑言を浴びせたり、精神病院に再入院させられると疑って被告人の行動を逐次監視したりし、平成7年4月に自ら医師に申し出て病院を退院した後は、判示自宅で被告人と同居し、被告人から生活費を渡されて無為徒食の生活を送るようになり、その間、台所から包丁を持ち出した上、被告人に対し、「お前を殺して俺も死ぬ。」等と大声でわめくことが何度かあり、危険を感じた被告人は、包丁の刃先をペンチで折る等の対策を講じた。

他方, 既に独立して実家を出ていたAは, Vが被告人から渡された生活費等をパチンコにつぎ込む等していたことを知るや, Vに対し, その生活態度を改めるように再三注意していたが, Vがこれを全く聞き入れないため, ついに平成7年1月ころには, AがVを殴り付けるに至り, 以後, 同人はVに高圧的な態度で接するようになったため, 両名の関係は極めて険悪となった。

- 2 被告人は、自分が元気なうちはA及びその家族に病気のVのことで迷惑をかけたくないと考えていたのであるが、平成13年2月ころ突然倒れたことを契機に、同年10月中旬ころから、Aが購入したA宅の隣家でVとともに同居することに決めた。
  - 3 同年9月6日午後5時過ぎころ、自宅において、引っ越しの準備で訪れたA

においてVの病状等の相談のために病院に電話をかけようとしたところ、Vが、Aらが病院に入院させようとしていると邪推し、Aに執拗に暴言を吐き、Aと口論になった。被告人は、A宅の隣家に引っ越した後、VがAとうまくやっていけるのだろうかとあらためて心配の念を募らせ、同日午後7時30分ころ、2階自室にVを呼び出し、同人に約3時間にわたり、今後世話になるのだから、Aらに「よろしくお願いします。」と頭を下げるくらいのことはするように何度も諭したが、Vは、「何で言わなあかん。絶対、言わへん。」と頑なにこれを拒否し、Aらが病人である自分の面倒をみるのは当たり前である等と傲慢な態度を取り続けた。

同日午後10時30分ころ、Vが部屋を出ていくと、被告人は、前記自室において、今後VとAが衝突するのは間違いなく、自分が死んでしまえば誰も止められず殺し合いになるかもしれない等と思い詰め、一方が他方を殺すことになるのであれば、Aやその家族に迷惑をかけないためにも、老い先の短い自分がVを殺害しようと決意し、自宅1階台所において、洋出刃包丁を手に取ると、同2階6畳洋間に赴いて本件犯行に及んだ。

- 4 犯行後、被告人は、遺体を前にして両手を合わせると、警察に自首することにし、Aにその旨電話で連絡したが、自宅で身繕いなど自首の準備をするうちに、Aの通報を受けて臨場した警察官らに発見され、警察官らに本件犯行を認めると、その場で現行犯人逮捕された。 第2 特に考慮した事情等
- 1 本件は、被告人が、前記の経過で精神分裂病の長男Vを殺害しようと決意し、洋出刃包丁で同人の頚部等を多数回切り付けた上、ペティナイフで同人の左胸部を数回突き刺す等して同人を殺害したという殺人の事案である。

撃は甚大であり、その社会的影響には軽視しえないものがある。 以上の諸点に照らすと、被告人の刑事責任は重大であり、被告人を実刑に処 することを当然に考慮すべき事案というべきである。

3 しかしながら、被告人は、約30年間にわたり、特に平成3年3月に妻を くしてからは、精神分裂病のVのことでAらに迷惑をかけたくないという想いの面倒を見てきたのであるが、80歳を迎え体調にも不安をAを い先が短いことを自覚せざるを得ない状況の中で、Vと極めて不仲であるAを 前記のA又は被告人に対する言動や態度に接した被告人の胸中を引えるは、 おけるVのA又は被告人に対する言動や態度に接した被告人の おけるVのA又は被告人に対する言動や態度になんだことに おけるではないが、同情の余地がなとまではいえない。 お、到底理解できるものではないが、同情の余地がないとまではいえなは、 お、対してVやAらに対して十分な愛情を有しており、なは、 おのような心に対して十分なる は、親としてVやAらに対して十分なであること、本件が前記のよう おりたと、 を表して自宅で現行犯逮捕されたものであるが、その当時、臨場した警察 は、本件犯行を認めてその処分を委ねていたこと、被害者の遺族である と、本件犯行を認めてその処分を委ねていたこと、被害者の遺族である と、本件犯行を認めてその処分を委ねていたこと、被害者の遺族である と、本件犯行を認めてその処分を委ねていたこと、被害者の遺族である と、本件犯行を認めてその処分を委ねていたこと、被害者の遺族である な処分を望んでおり、当公判廷でも被告人を引き取って介護する旨誓約していること、前科前歴がないことに加え、被告人は、犯行直後はVを殺害することが最善で あったと述べていたものの、次第に反省改悟の情が深まり、現在では自己の非を悟 り、Vの死亡を悲しんで毎日写経をしながらその冥福を祈る日々を過ごしているこ と、当公判廷でも、いかなる処罰も受けるつもりであり、服役して贖罪したい、生 きている限りVに詫び続けていきたいと述べるなど真摯に反省していること、高齢 であること等、被告人のために酌むべき事情も認められる。

4 以上の諸事情を総合勘案すると、被告人の刑事責任は誠に重いというべきであるけれども、被告人に対しては、社会内においてVの冥福を祈らせつつ贖罪の日々を過ごさせることも刑事政策の目的に反しないものと思料し、主文掲記の刑を科 した上で、法律上可能な最長期間、その刑の執行を猶予することとした次第であ

る。

よって、主文のとおり判決する。 平成14年7月24日 神戸地方裁判所第1刑事部

> 裁判長裁判官 杉森研二

> > 裁判官 橋本 一

> > 裁判官 林 史高